KATSUYAMA CITY

福井県勝山市

みんなが活躍できるまち かつやまプラン

2022-2031

~男女共同参画及び多様な性を尊重する 社会づくり推進基本計画~





目次

第1章	計画の	基本的な考え方			
1.計画策定 2.計画の期 3.計画の位 4.進行管理	間 正置付け				
第2章	計画の	内容	3		
1.計画の体系 基本目標 I 男女共同参画の理解促進と意識の醸成 基本目標 2 誰もが安心できる暮らしの実現 基本目標 3 誰もが活躍できる社会の実現 2.計画の目標値					
第3章	推進体制	別の体系	12		
1. 庁内における推進体制 2. 市民参画による推進 3. 国・県等の関係機関との連携					

4. 計画の進捗状況の管理と評価

第 1 章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

勝山市では、これまで第 2 次男女共同参画基本計画に基づいて、性別にかかわらず参画できる社会ではいい取り組んできました。令和 4年度からは今後 10年間のまちではの方向性を示す「第 6次勝山市総合計画」に基づく新しいまちでくりを進めています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が大きく変化し、過去に例のない災害の発生など新たな課題がある中で、これまでの男女共同参画の実現に向けた取り組みの成果や課題を踏まえつつ、総合計画の基本的な考え方「性別、年齢等にとらわれない多くの人の参画」に沿った視点で、「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進基本計画(みんなが活躍できるまち かつやまプラン)」を策定します。

2. 計画の期間

令和 4 年度~令和 1 3 年度

ただし、社会情勢の変化などを踏まえ、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直し を行います。

3. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進条例(平成18年勝山市条例第4号(令和4年12月15日一部改正条例制定))」第9条に規定する計画として策定するものです。

さらに、市政運営の基本となる最上位計画「第6次勝山市総合計画」の個別計画であることから、施策の推進にあたっては総合計画との整合性を図ります。そして、総合計画に掲げた政策目標を実現するための施策を示した「第2期勝山市地方創生総合戦略」には、男女共同

参画及び多様な性を尊重する社会づくりの推進に関する事項について盛り込んでいます。

また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」第6条第2項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく計画として位置付けます。

(計画の位置付け図)

総
合
計
画
生
本的な
大きな方式

性別・年齢等にとらわれない多くの人の参画

総合戦略

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりの推進に関する事項

個別計画

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくり推進基本計画

女性活躍推進法***に基づく推進計画 配偶者暴力防止法に基づく**2計画

※1女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ※2配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

4. 進行管理

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりの推進に関する施策については、勝山市の各関係課と事業運営や相談業務等において連携し、具体的な取り組みの推進を図ります。また、数値目標及び具体的な取り組みにより、計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しをするなど、適切な進行管理を行います。

第2章 計画の内容

1. 計画の体系

次の体系に基づき、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりの推進に取り組みます。

基本目標	主な施策	具体的な取り組み	
	(1)男女共同参画の理	①各種イベントにおける情報コーナーの設置	
	解を深める学習・啓発の	②小中学校における学習機会の提供及び教	
	推進	職員に向けた研修会への参加促進	
1.男女共同参画の		③男女共同参画に関する調査、事業所等へ	
理解促進と		の情報提供	
意識の醸成	(2)男女共同参画の推	①団体等による出前講座及び企業訪問活	
	進に取り組む団体等との	動の実施	
	連携	②商工会議所を通じた市内企業への広報活	
		動及び情報収集の実施	
	(1)生涯を通じた健康づ	①ライフステージに応じた心身の健康相談の	
	くりの支援	実施	
		②妊娠・出産・育児までの一貫した妊産婦等	
		への支援	
		③世代間を越えた子育てに対する意識改革	
	(2)安心して相談できる	①あらゆる暴力の根絶に向けた広報活動と	
 2.誰もが安心できる	体制づくりの強化	相談体制の強化	
暮らしの実現	配偶者暴力防止法	②女性や高齢者、障がい者等への相談体制	
香りしの天坑		の充実と関係機関との連携強化	
	(3)様々な立場の人の視	①女性や高齢者、障がい者等の視点を取り	
	点を取り入れた防災活動	入れた防災訓練の実施	
	の推進	②女性防災リーダーの育成	
	(4)多様な性のあり方に	①性の多様性を正しく認識するための情報	
	対する理解の促進	提供や意識啓発	
		②パートナーシップ宣誓制度※3の導入	
	(1)家庭におけるゆとりの	①男女が協力して家事等に取り組むための	
	創出	意識啓発の促進	
		②男女の固定的な役割分担意識の解消	
3.誰もが活躍できる	(2)地域における男女共	①女性の参画促進に向けた意識改革と行政	
社会の実現	同参画の推進	協力員制度の創設	
		②女性役員の登用促進に向けた他地域との	
女性活躍		学習機会の提供	
推進法	(3)職場における男女共	①ワーク・ライフ・バランスの取り組み強化に	
	同参画の推進	向けた企業訪問の実施	
		②職場における女性管理職の登用促進	

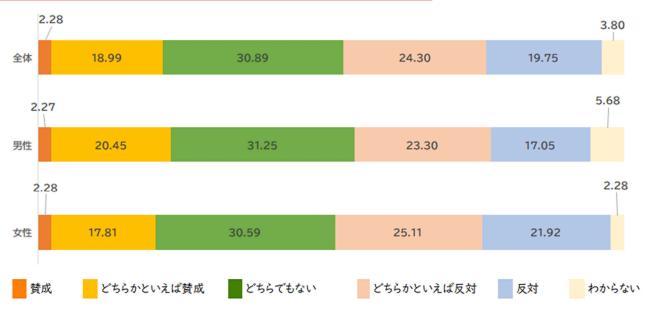
%3 パートナーシップ宣誓制度・・・・現行の婚姻制度を利用できない場合に、お互いを人生の「パートナー」とすることを二人の意思により宣誓する制度。

基本目標 1 男女共同参画の理解促進と意識の醸成

現状・課題

- ・社会の制度や慣行の中には、性別による優遇があったり、平等な参画を拒むものが根強く残っています。令和3年度に実施した男女共同参画アンケートの男女の平等に関する項目からも、家庭や職場、地域などの分野において男性の方が優遇されているという意識が強いことがわかります。
- ・男女共同参画アンケートにおける「男は仕事、女は家庭」という考えに関して「賛成、どちらかといえば賛成」と回答した割合が、全体の約21%という結果となりました。また「家事」「地域の付き合い」については、男性も女性も「夫婦で協力している」を理想だと考える割合が高いですが、「家事」の現実については「夫婦で協力している」と答えた方は、男性約31%、女性約18%で、男性と女性とでは「家事」のとらえ方や認識に差があります。一方「地域の付き合い」については、現実において、男性も女性も「主に夫の役割」である割合が高くなっています。これまで、男女共同参画に関する理解促進のための意識啓発を行ってきましたが、性別による固定的役割分担意識が未だ根強く残っていることが伺え、その解消は容易ではありません。
- ・固定的役割分担意識は、様々な場面で男女共同参画社会の実現を妨げる要因となっており、 その解消には一人ひとりの理解と社会の意識改革が不可欠です。誰もが自らの課題として関心 を持ち、理解を深める必要があります。
- ・幼少期から男女ともに協力し合うことの大切さを学ぶこと、また、子どもたちに関わる大人が男女共同参画について正しく理解し接することが必要です。市民への継続した啓発活動と学習機会や情報提供を進めます。

●「男は仕事、女は家庭」とういう考え方について(数値は%)



(令和3年度男女共同参画アンケート)

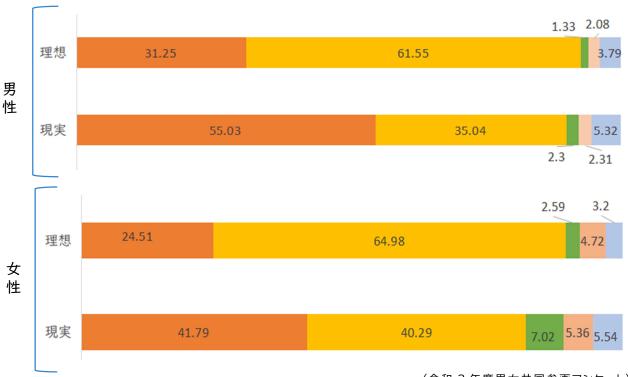
●役割分担状況とその理想について(数値は%)

主に、またはどちらかといえば夫の役割 夫婦で協力している 主に、またはどちらかといえば妻の役割 その他、他の家族と協力している 該当なし

【家事について】・・・食事の支度、食事の片付け、洗濯、掃除、日常の買物



【地域の付き合いについて】・・・地区の会合、地域活動、冠婚葬祭



施策1.男女共同参画の理解を深める学習・啓発の推進

すべての人が、男女共同参画について正しい理解を深め意識を育むことが重要です。互いを 認め合い、そして支え合うことができるよう、学習機会の提供等に取り組みます。

また、自らの意思で生き方を選択できるよう、子どものころから男女共同参画の意識を育む教育の充実を図ります。

市広報や公式 SNS などを活用して、男女共同参画に関する情報を発信し、関係機関・団体等と連携して広報・啓発活動を推進します。

具体的な取り組み

- ①各種イベントにおける情報コーナーの設置
- ②小中学校における学習機会の提供及び教職員に向けた研修会への参加促進
- ③男女共同参画に関する調査・事業所等への情報提供

施策2.男女共同参画の推進に取り組む団体等との連携

男女共同参画の推進に取り組んでいる市内の団体・グループと連携を図り、様々な取り組み や活動に関する情報収集及び活動支援を行います。

具体的な取り組み

- ①団体等による出前講座及び企業訪問活動の実施
- ②商工会議所を通じた市内企業への広報活動及び情報収集の実施

基本目標 2 誰もが安心できる暮らしの実現

現状・課題

- ・男女ともに特有の疾患などを経験する可能性があり、特に女性は心身の状態がライフステージ ごとに大きく変化するという特性があります。お互いの特性を十分に理解し、配慮し合えることが 大切です。そして、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、主体的に健康づくりに 取り組むことが必要です。
- ・男女共同参画アンケートによると、これまでにパートナーから身体的暴力や精神的暴力を受けたことがある人のうち被害を相談した人は約33%で、相談先のほとんどが近親者や友人です。 公共機関での相談はわずか5%程度にとどまっているのが現状です。また、約65%の人が「誰にも相談しなかった・できなかった」として暴力に耐えています。暴力は犯罪であり、人権を侵害するものです。関係機関との連携を強化し、相談体制を充実させることが必要です。
- ・社会情勢の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、生活上の困難に陥りやすい人や生きづらさを抱えている人が増加しています。特にひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等は厳しい状況に置かれることが多く、女性であることでより困難な状況に置かれる場合があります。困難を抱えて暮らす人々の主体性を尊重しつつ、必要な支援を行うことで、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。
- ・大規模な災害が発生した場合、とりわけ女性や子ども、障がい者や高齢者などが、より大きな影響を受けるといわれています。様々な立場の人の視点を取り入れた防災活動に取り組む体制づくりが必要です。
- ・近年、性の多様性についての理解は進みつつありますが、まだまだ正しい認識には至っていません。性の多様性について、正しい情報を提供し、意識の啓発を進めていきます。

施策1.生涯を通じた健康づくりの支援

男女が互いの身体的特性を理解し合い、相手を思いやることは、男女共同参画社会を実現する上で大変重要なことです。

健康に関する様々な問題や、男女の性差についての理解を広め、ライフステージに応じた健康 づくりを支援します。

また、妊娠・出産に関して正しい知識の啓発や妊娠から出産、育児までの一貫した母子保健等の支援を行います。

具体的な取り組み

- ①ライフステージに応じた心身の健康相談の実施
- ②妊娠・出産・育児までの一貫した妊産婦等への支援
- ③世代間を越えた子育てに対する意識改革

施策2.安心して相談できる体制づくりの強化

配偶者やパートナー等からの暴力(DV)、ストーカー行為、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶を目指します。また、暴力やストーカー行為などに対する相談窓口を明確にし、迅速な対応ができるよう関係機関との連携を図り安心して相談できる体制を強化します。

また、高齢者や障がい者、LGBT※4等の性的マイノリティ※5の方、外国人、ひとり親家庭、貧困状態にある人など、様々な困難を抱えている人も、安心して生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた各種支援制度の情報提供や自立のための経済的支援や相談体制の充実に努めます。

具体的な取り組み

- ①あらゆる暴力の根絶に向けた広報活動と相談体制の強化
- ②女性や高齢者、障がい者等への相談体制の充実と関係機関との連携強化

施策3.様々な立場の人の視点を取り入れた防災活動の取り組みの推進

男女が災害から受ける影響の違いや子ども、高齢者、障がい者等に配慮した視点を防災対策に反映できるよう啓発を進めます。様々な立場で防災・災害対応を考える体制を確立させ、地域の防災力向上につなげます。

また、防災会議への女性委員の登用を進め、女性防災士を育成するなど、女性の防災活動を促進します。

具体的な取り組み

- ①女性や高齢者、障がい者等の視点を取り入れた防災訓練の実施
- ②女性防災リーダーの育成

施策4.多様な性のあり方に対する理解の促進

すべての人が性の多様性について、正しく認識し理解を広め、LGBT等の性的マイノリティの方々が偏見や差別的言動におびえることなく、多様な個性を尊重し合い、豊かで安心して生活できる社会の実現を目指します。

具体的な取り組み

- ①性の多様性を正しく認識するための情報提供や意識啓発
- ②パートナーシップ宣誓制度の導入

※4 LGBT エルジービーティー・・・・女性同性愛者(レズビアン:LESBIAN)、男性同性愛者(ゲイ:GAY)、両性愛者(バイセクシュアル:BISEXUAL)、性別越境者(トランスジェンダー:TRANSGENDER)の頭文字をとった言葉。 ※5 性的マイノリティ・・・・配偶者や恋人として異性を愛することが多い社会において、LGBT をはじめとして、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。

基本目標 3 誰もが活躍できる社会の実現

現状·課題

- ・勝山市は、県内夫婦世帯における共働き率が62.1%(令和2年国勢調査より)と高いにもかかわらず、男女共同参画アンケートにおいて、「家事」については「主に、またはどちらかというと妻の役割」との回答の割合が高く、依然として家庭内では女性に負担が偏っています。家庭内での負担が、職場におけるキャリアアップや正規社員になること、仕事の継続そのものをあきらめることなど、職場において女性が活躍する妨げと考えられます。
- ・「家事・育児・介護」と「仕事」とのより良いバランスを話し合い、協力して家事の分担を見直しするなど、一人ひとりがゆとりを創り出すことが必要です。また、ゆとりを創出できるよう個々のライフスタイルにあわせた育児・介護への支援が必要です。
- ・自治会をはじめ、地域活動においては、女性の参画が依然として進んでいない状況です。男女 共同参画を促進し、様々な人の考えを取り入れ地域活性化を進めていくことが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、在宅勤務やテレワークをはじめとした柔軟な働き方が創出されたことにより、男女ともに家事や育児の時間が増え、仕事との両立を図ることが期待されます。また、多様で柔軟な働き方ができるよう、職場における働き方の見直しや各種支援制度を整えることが必要です。
- ・働く意欲のある女性を対象にセミナーや相談会などを開催し、キャリアアップのための支援が必要です。
- ●市町別、夫婦のいる一般世帯における夫婦の就業・非就業(4区分)の割合



(令和2年国勢調査「就業状態等基本集計福井県結果の概要 市町の状況」より)

施策1.家庭におけるゆとりの創出

家庭において女性に偏っている「家事・育児・介護」の負担を軽減し、ゆとりをもって生活できるために、男性と女性が協力して共に家事等へ取り組む意識の啓発を促進します。そして、家庭内における家事等の分担を進め、仕事と家庭生活がバランスよく両立できるような社会を目指します。

具体的な取り組み

- ①男女が協力して家事等に取り組むための意識啓発の促進
- ②男女の固定的な役割分担意識の解消

施策2.地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりを目指す上で、これまでの地域のしきたりや慣習、思い込みについて見直すことが必要です。地域活動において、女性の視点を活かしたまちづくりを進めることで、地域の力が高められより活性化されるよう、男女共同参画の推進を図ります。また、自治会などにおいて、男性主体の組織運営を変えていくことができるよう、積極的に女性が参画でき男女共に参加しやすい活動を推進します。

具体的な取り組み

- ①女性の参画促進に向けた意識改革と行政協力員制度の創設
- ②女性役員の登用促進に向けた他地域との学習機会の提供

施策3.職場における男女共同参画の推進

誰もが仕事・家庭生活・地域活動や個人の自己啓発など、さまざまな活動をバランスよく実現できるよう、職場において労働時間の短縮、休暇制度の活用や多様な働き方の導入など、職場環境の改善が進むよう働きかけを行います。

職場における男女共同参画の推進のため、雇用や労働条件の整備を進めたり、女性のキャリアアップのための能力育成、意欲を高められるような学習機会の充実を図るよう事業所等に対する取り組みを促進します。

具体的な取り組み

- ①ワーク・ライフ・バランスの取り組み強化に向けた企業訪問の実施
- ②職場における女性管理職の登用促進

2.計画の目標値

項目		現状 (令和4年策定時)	目標值 (令和 3 年度)
①	家庭における男女の平等感「平 等」と感じている市民の割合	32.91%	40%
2	職場における男女の平等感「平 等」と感じている市民の割合	31.65%	40%
3	地域における男女の平等感「平 等」と感じている市民の割合	29.62%	40%
4	「男は仕事、女は家庭」という考え 方に肯定的な人の割合	21.27%	10%
5	勝山市内における女性行政協力 員の数	0人	10人
6	勝山市内における女性防災士の 割合	15.2%	30%
7	勝山市役所における男性職員の 育児休業取得率	12.5%	20%
8	勝山市役所における有給休暇平 均取得日数	5.7日	20日
9	勝山市役所における女性管理職 の登用割合	20%	40%
10	勝山市の審議会等への女性委 員の登用割合	32.30%	40%

第3章 推進体制の体系

1. 庁内における推進体制

各課と連携を図りながら、全庁的取り組みを推進し、市行政全体に男女共同参画及び多様な性を尊重する視点が取り入れられるように、各種調整会議や職員研修等を実施します。

2. 市民参画による推進

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりの推進施策が展開されるよう、市民・事業所・学校・関係団体等との連携を強化し、市民参画による推進を図ります。また、男女共同ネットワークをはじめとする市民団体等において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりに関して必要な事項の提言や意見交換を実施します。

3. 国・県等の関係機関との連携

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の実現に向けて、国・県等の関係機関との連携を強化します。

4. 計画の進捗状況の管理と評価

市民による男女共同参画及び多様な性を尊重する社会づくりを推進する団体等において、 年度ごとに計画の推進に対する必要な事項の提言や進捗状況の評価を行います。

なお、計画の達成状況や課題の実施等については、年次報告としてまとめ公表します。